

ふっし 広報

2月 '89 No.323



昭和62年度決算



昨年12月の定例市議会で、昭和62年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入で、199億6,729万6千円で、歳出で191億2,914万8千円となり、収支差引額は8億3,814万8千円でした。

決算内容についての詳細は、昭和62年度福生市決算書（中央図書館及び図書館分館等に置いてあります）に載っておりますのでここでは、決算書の中から一般会計の主な動きをお知らせします。

一般会計

七億三千六百三十九万八千円を繰り越す

昭和六十二年度に一般会計に入ってきたお金（歳入）は、百四十二億五千三百八十五万二千円で前年比六・九パーセント増。使ったお金（歳出）は、百三十五億一千七百四十五万四千円で前年比四・四パーセント増となり、繰越額は七億三千六百三十九万八千円となりました。

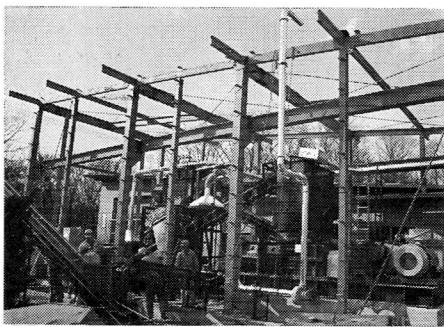
歳入、歳出予算の執行状況は、それぞれ収入率▽百三・一パーセント、支出率▽九十七・八パーセントで、主な決算内容は、次のとおりです。

歳出（支出）の主なものは、道路新設改良費三億四千六百七十五千円、緊急道路整備費一億一千二百五十一万六千円（中福生公園（仮称）新設事業費四億二千七百八十六万四千円・田園地区自由広場整備事業八千三百七十六万四千円）、公園整備費六億二千四百六十六千円、緑地整備費二億八千八百九十九万四千円……以上土木費。

老人福祉費二億六千二百八十八万

八千円、児童措置費六億八千六百六十五万九千円、市立保育園費三億四千九百四十四万円、扶助費八億五千八十二万円……以上民生費。

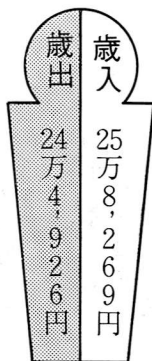
小学校費八億七千五百七十二万八千円（第一小学校外壁改良事業費三千六百万円、第一小学校校庭照明改良事業費二千六百二十万円、第二小学校視聴覚反応分析器設置事業費二千五百六十八万円、第二小学校図書改良事業費五百二十四万円、第三小学校内装改良



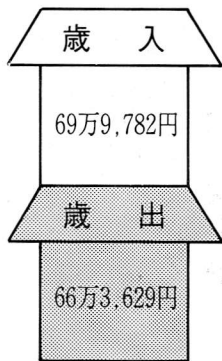
▲不燃ごみ圧縮減容機を設置

事業費八千二百六十八万八千円、第四小学校外壁改良事業費二千八百四十六万七千円、第五小学校外壁改良及び屋上防水事業費四千六百万円、第七小学校講堂防音改善事業費二億二千七百四十六万七千円）、中学校費三億八千五百四十九万五千円（第一中学校内装及び給水管改良事業費一億一千三百九十五万九千円、第一中学校講堂防音機能復旧（天井）事業費二千三百三十万四千円、第三中学校テニスコート改良事業費一千六百四十万円）、地域体育館建設費三億七千二百五十万円……以上教育費となっています。

○市民一人当たりの決算額



○一世帯当たりの決算額



一 市税収入済額及び市民1人当たりの納税負担額一

区 分	収入済額	1人当たりの納税負担額	1世帯当たりの納税負担額
市民税	35億1,503万7千円	6万3,690円	17万2,568円
固定資産税	17億2,650万円	3万1,283円	8万4,761円
都市計画税	5億1,747万6千円	9,376円	2万5,405円
市たばこ消費税	3億358万7千円	5,501円	1万4,904円
その他	1億6,936万2千円	3,068円	8,315円
合 計	62億3,196万2千円	11万2,918円	305,953円

一般会計の決算額を市民一人当たりで見ますと歳入が二十五万八千二百六十九円、歳出が二十四万四千九百二十六円となりました。また、一世帯当たりでは、歳入が六十九万九千七百八十二円、歳出が六十六万三千六百二十九円でした。

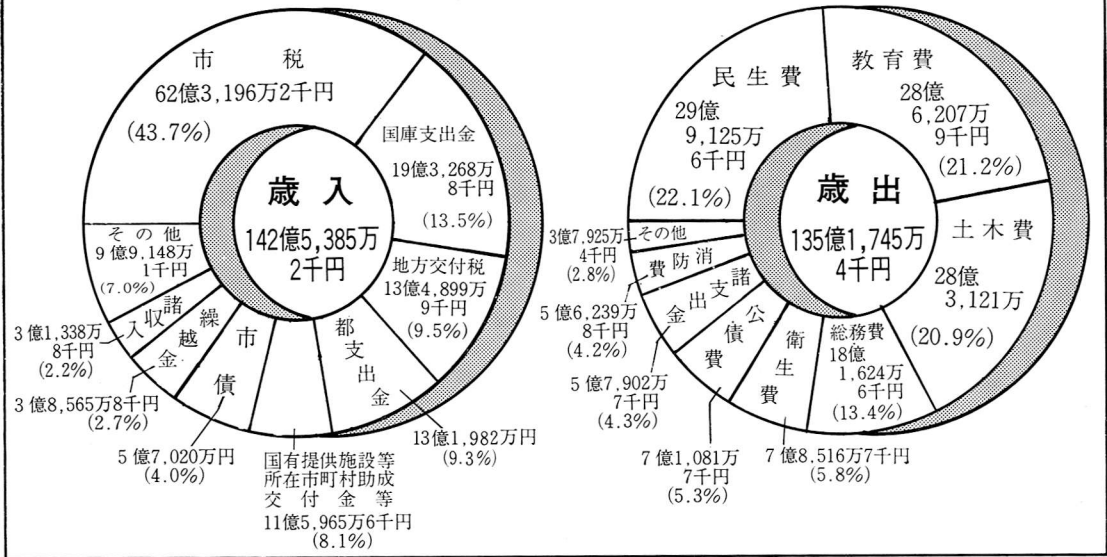
なお、市民一人当たりの市税の納税負担額は十一万二千九百八十九円、一世帯当たりでは三十五万五千九百五十三円となりました。

市民一人当たりの決算額

昭和62年度一般会計歳入歳出決算額

収入率 103.1% ・ 支出率 97.8%

※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位 それぞれ四捨五入。



※金額は千円未満を、パーセンテージは小数第二位 それぞれ四捨五入。

会計別	予算現額	歳 入		歳 出		残 額
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	18億1,158万4千円	18億5,530万9千円	102.4%	17億8,693万1千円	98.6%	6,837万8千円
老人保健医療特別会計	10億8,681万4千円	10億8,053万7千円	99.4%	10億8,121万9千円	99.5%	△68万1千円
福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計	29万1千円	32万	110.0%	22万9千円	78.7%	9万1千円
下水道事業会計	20億4,933万8千円	19億5,259万5千円	95.3%	19億1,863万3千円	93.6%	3,396万2千円
受託水道事業会計	8億5,896万9千円	8億2,468万2千円	96.0%	8億2,468万2千円	96.0%	0
合 計	58億699万6千円	57億1,344万4千円	98.4%	56億1,169万4千円	96.6%	1億175万

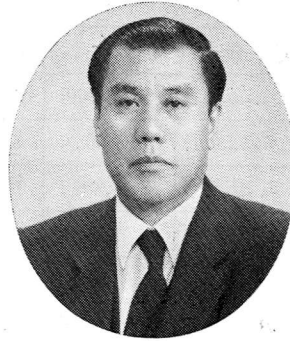
特別会計の五会計（国民健康保険特別会計・老人保健医療特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・受託水道事業会計）の収入率・支出率の内訳は左表のとおりです。

総額五十六億一千六百六十九万四千円を支出

特別会計

福生市収入役に

内田和雄氏



平成元年第一回市議会臨時会に、市長から「福生市収入役の選任について」の議案が提出され、内田和雄氏（福生市大字熊川四五四番地五）が議会の同意を得て、選任されました。

市役所パートタイマーの募集について

- ▼職種と募集人員
- ・一般事務……………若干名
- ▼応募資格

市内に居住する女性で昭和9年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた者

▼募集日時

・2月22日（水）、23日（木）
午前9時から午後4時30分

▼応募方法

履歴書1通（自筆で記入し最近撮影した写真を添付）を庶務職員課人事係へ本人がご持参してください。

▼勤務条件等

・勤務時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後4時、土曜日は正午まで、また、図書館へ勤務の場合は火曜日が休みとなり月曜日は隔週勤務です。

・賃金：福生市パートタイマー雇用規程により決定いたします。

▼試験日及び試験場所

・日時：3月4日（土）午前10時

・場所：商工会館3階ホール

・試験科目：一般教養試験（筆記試験合格者のみ、後日面接を行います）

▼登録

合格者は、1年間パートタイマーとして登録され必要に応じてそれぞれの職種に勤務していただきます。

▼問合せ

庶務職員課人事係（☎51-1511内線244）へ。

下水道使用料 4月1日から改定

ご理解とご協力をお願いします

下水道使用料金は、昭和57年4月に改定して以来7年間据え置かれてきましたが、下水道財政の健全化を図るため、4月1日から別表のとおり下水道使用料を改定いたします。

今回の改定は、引き上げ率が27パーセントで、一般家庭の平均排出量（2か月50立方メートル）の使用料は、1800円が2180円となります。また、料金改定日（4月1日）にまたがる使用料の計算は、日割計算となります。

（例） 2か月で50^m3使用の場合

0 ^m 3～20 ^m 3	基本料金	580円
21 ^m 3～40 ^m 3	20 ^m 3×50円	1,000円
41 ^m 3～50 ^m 3	10 ^m 3×60円	600円
計	50 ^m 3	2,180円

市民の皆さんのご理解とご協力を願います。

お問い合わせは、下水道課管理係（☎51-1511内線352）へ。

下水道使用料金表（2か月分）

種別	排出量 (m ³)	新料金 (円)	旧料金 (円)
一般	20以下	基本料金580	基本料金500
	21～40	1m ³ につき50	1m ³ につき40
	41～100	〃 60	〃 50
	101～200	〃 80	〃 65
汚水	201～400	〃 100	〃 80
	401～1,000	〃 115	〃 95
	1,001～2,000	〃 155	〃 125
水	2,001以上	〃 190	〃 155
	浴場汚水		
浴場汚水	20以下	基本料金240	基本料金240
	21以上	1m ³ につき12	1m ³ につき12

別表に使用料の管理費などに使われています。

軽自動車税 について

○課税の対象

軽自動車税は毎年4月1日現在で所有している車両に対し、使用者の住所地の市町村に支払っていただくことになっていきます。

○転入された方へ

他市町村から福生市に転入された方で、福生市以外のナンバープレートをついたバイクをお持ちの方、あるいは軽四輪、軽二輪、自動二輪をお持ちの方はプレートの変更や住所変更の手続きが必要で

固定資産課税台帳の

縦覧について

3月1日(水)～20日(月)

固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行います。固定資産課税台帳には、1月1日の現況を基に、所有者ごとに土地、家屋及び償却資産の評価額・課税標準額・税額等が記載されています。昨年中に、新たに固定資産を取得された方や異動があった方は、この機会

す。

○市内で住所を変更された方へ

市内で住所を異動された方は住所変更の届(定置場変更)をお忘れなく。

▽届け出先

(1) 125cc以下のバイク

市役所税務課庶務係

(☎51-1511内線222)

(2) 軽二輪、自動二輪

東京陸運支局八王子自動車検査登録事務所

(☎0426-91-6361)

(3) 軽四輪、軽三輪

東京都軽自動車検査協会多摩支所

(☎25-3926)

に自分が所有している固定資産の確認をしてください。

▼期間 3月1日(水)～20日(月)

(休日は除く)

▼時間 午前8時30分～午後5時

(土曜日は午後12時15分まで)

▼場所 税務課資産税係(市役所2階)

▼お願い 法人が所有する資産あるいは所有者本人以外の資産を縦覧される場合は、所有者の委任状または代理人選任届が必要となりますのでご注意ください。

自動車の登録は

お早めに

年度末の3月下旬は登録の窓口が大変混雑します。お手持の自動車で住所変更・名義変更・廃車手続きのすんでいないものはありませんか。自動車・自動二輪車・軽二輪車の登録手続きはおそくとも中旬のうちにすませてください。問合せ 八王子自動車検査登録事務所(☎0426-91-6361)へ。

◎第2、第4土曜日は休みです。

お貸しします

家庭菜園

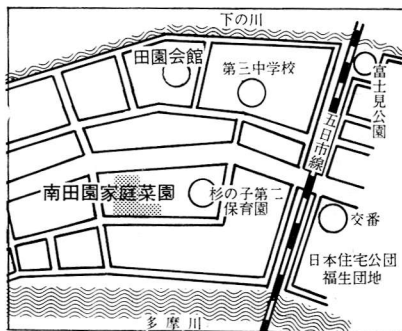
4月1日から、南田園・北田園の家庭菜園をお貸しします。貸出区画数は南田園が80区画、北田園が85区画の合計165区画です。

余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがでしょうか。

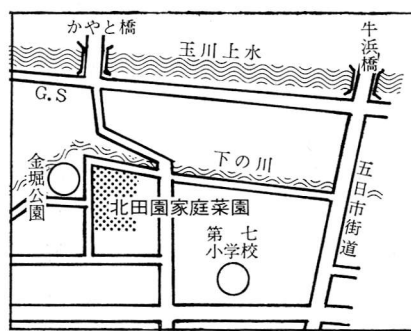
貸出期間 平成元年4月1日～平成3年3月31日(2年間)

費用 1500円(使用期間中の水道代金、ゴミ処理費など)

申込み 2月20日(月)から3月11日(土)までに印鑑をお持ちの



▲南田園家庭菜園



▲北田園家庭菜園

うえ経済課農業緑化係へ直接おいでください。
なお、申し込みは、1世帯につき1区画とし、応募者が多数の場合は、抽選になります。
また、家庭菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになります。

3月の 休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 健康センター
52-0099

▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

■内科・小児科(準夜)診療所

▽開設日 毎休日

▽開設場所 羽村町平日夜間急患センター(羽村町緑ヶ丘5-1-2) 55-9999

▽診療時間 羽村町役場裏側
午後5時～10時

■歯科休日診療所

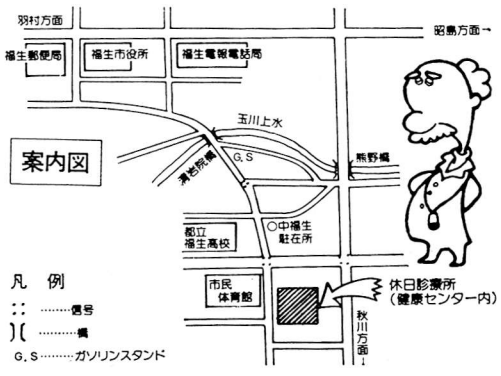
▽開設日および開設場所

・3月5日(日) あつみ歯科医院
所在 福生市 52-8488

- ・3月12日(日) エビナ歯科医院
所在 福生市 51-8241
 - ・3月19日(日) むさしの台 歯科医院
所在 福生市 51-8458
 - ・3月21日(祝) 吉成歯科医院
所在 福生市 53-5538
 - ・3月26日(日) みずほ歯科医院
所在 瑞穂町 56-1182
- ▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限り
ます。また、受診の際は保険証と
小銭をご用意ください。



身近の野草

(8) おなもみ(実)

—きく科—

今ごろの季節、何が描けるかしらと多摩川べりを歩きました。よもぎが小さな芽を出しているとか、やえむぐらが背くらべをしている位しか無く、焦げ茶色にすがれつつも、しっかりした姿を保っていたのがこのおなもみでした。

一年草で風媒花。古く大陸から渡って来たと思われる、史前帰化植物とのこと。アメリカセンダングサなどにまじって河原にしっかりと生活を繰り返していると言うことはかなりの環境に順応しやすい強い植物なのだと思えます。

草丈20センチから1メートル位、花はあまり目立たず、釣状の実はむしろ嫌われもののように、人に採られることも少ないのかも知れません。中国では古く解熱、発汗、頭痛などの薬用とし、葉で麦を覆って麴を



作ったと図鑑にありました。また若苗は煮て、水にさらして食べたもあり、これも生き残りのための食物としてのリストに加えておくといのかも知れません。

ヨーロッパや北アフリカにもあって、そこでは家畜が喜んで食べたという、農耕文化の移入と共に渡って来たもののようにです。

名の由来は、実が衣服や動物の毛につくので「なすむ」から「なもみ」になり、姿のたくましさから「雄なもみ」となったとか。

友達達の背中にくっついたりして遊ぶ子供たちの姿も近ごろではあまり見られなくなりました。

をなもみをくっつけ合うておくれゆく

文と画 佐藤文字 近藤 忠

花粉症のはなし

—福生市医師会たより—

花粉症の方にとってはうっとうしい季節になりました。今回は花粉症についてお話いたします。

【花粉症とは】

花粉が原因物質（アレルゲン）となって鼻や目の粘膜にアレルギー反応が生じ、鼻炎や結膜炎を起こすアレルギー疾患です。花粉はアレルギー体質でない方にとっても鼻や目に入っても単なるゴミとして排泄処理されてしまうのですが、アレルギー体質の方では、大変な有害物質が侵入したかのように認識されてしまい、花粉に対して過剰な免疫防御反応が起こり、その結果、免疫担当細胞から遊離される様々な化学物質の刺激により粘膜に炎症が生じ、くしゃみ、鼻水、鼻づまり、涙、かゆみなどの症状が現われます。

【花粉症を乗り切るための原則】

残念ながらいまだアレルギー体質を根本的に治療する方法が確立されてはいませんので、花粉症を乗り切るためには、次の3原則がポイントとなります。

- ① 花粉から身を守る
- ② 日常生活の注意によりアレルギー反応が起こりにくいよう体調を整えること
- ③ 医師と相談のうえ、病状に合った適切な予防療法や対症療法を受けること

症状が出てしまう前から計画的に予防と治療を開始してください。

【花粉から身を守る方法】

代表的なのは春先のスギ花粉ですがその他にも、4月から6月の松、かもがや、夏のぶたくさ、秋口のもぎ等々様々なものがあります。血液検査でも比較的簡単に原因となっている花粉の種類がわかりますので、身辺の植物や雑草が原因のときは除草してください。

一般に、気温が高く乾燥した風の強い日に花粉の飛散量は多く、一日の内では、植物の開花する朝方から午前中に多いので、このような時には窓の開放ちや外出を避け、外出時は眼鏡、マスク、ぼうし等の着用により少しでも花粉の侵入を防ぎ、帰宅したら衣服に付着した花粉を家内に持ち込まぬよう注意してください。うがいや

洗鼻、洗眼も有効ですが、洗浄法などについては、医師の指導を受けてください。

【日常生活の注意】

日ごろからストレスを解消し、過労を避け、十分な睡眠をとり体調を整えてください。乾布まさつ等による皮膚の鍛練もアレルギー疾患の発作の予防に効果があるとされています。

【薬物療法】

内服、噴霧、点眼、注射等で、アレルギーが起こる前から、治療を開始しアレルギーの程度を軽くする予防的療法と、既に現われてしまった症状を軽減する対症療法があります。また微量のアレルゲンを繰り返し皮下に注射しアレルギー反応を抑制する減感作療法も有効なことがあります。

機能訓練に

参加しませんか

脳卒中の後遺症や老化による心身機能に障害のある方を対象に、その機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための通所による訓練を行っています。

▽訓練日 毎週火・金曜日 午前

9時30分～11時30分

▽場所 健康センター

▽内容 日常生活動作訓練・歩行訓練を中心に歌・ゲームなどのレクリエーションを行います。

▽指導者 理学療法士・作業療法士・保健婦等

くわしくは、健康センター（☎51-1511内線365・366）へお問い合わせください。

春の火災予防運動



2月28日(火)～3月13日(月)

空気が非常に乾燥し、強風の吹くことの多い時期になります。火の元には、十分気をつけてください。

火災は、ちょっとした不注意から起こることが多く、社会的な損失が大きいばかりか、人命にかかわることもあります。火災予防に心掛けてください。

「その火 その時 すぐ始末」

図書館だより



図書館内の特別整理による休館に伴い、2月15日(水)から2月27日(月)まで特別貸出を実施しております。貸出冊数を10冊、貸出期間を4週間といたもより長くご利用できます。

特別整理に伴う

休館のお知らせ

中央図書館、郷土資料室、わがぎり及びわかたけ各分館では、毎年館内の整理、蔵書確認のため特別整理日を設け休館しています。今年も、2月28日(火)から3月14日(火)まで休館いたしますのでご協力ください。

なお、この期間中でも図書等の返却については、玄関先に設置してあるブックポストへ返却できますのでご利用ください。

国民年金だより

国民年金の加入者はこんなとき

こんな手続きを忘れずに

国民年金の加入者が住所や氏名を変更したとき、また、下表に該当したときは必ず届け出が必要です。届け出を忘れて、届け出が遅れたりすると、将来、年金が受けられなくなるなどの不利益をこうむることもありますので、該当したときはすぐに市民課年金係で手続きをしてください。

国民年金に関するお問い合わせは、市民課年金係(☎51-1511内線269・270)へ。

こんなとき	こんな手続きを	手続きに必要なもの
20歳になったとき	20歳になって職場の年金(厚生年金や共済組合)に加入していない人は、必ず国民年金に加入する手続きをしてください。ただし、大学生などは任意加入です。	印鑑
住所や氏名が変わったとき	結婚などで住所や氏名が変わったときは、必ず手続きをしてください。保険料を口座振替で納めている人は、金融機関の変更手続きも忘れずにしてください。	印鑑 年金手帳
会社などに就職(職場の年金に加入)したとき	国民年金の加入者(第1号被保険者・第3号被保険者)が職場の年金に加入したときは、国民年金の手続きをしてください。(被扶養配偶者がいる人は、あわせて手続きをしてください。)	印鑑 年金手帳 (健康保険証)
会社などを退職したとき	職場の年金に加入していた人が、60歳前に退職したら、個人で国民年金に加入する手続きをしてください。(被扶養配偶者がいる人は、あわせて手続きをしてください。)	印鑑 年金手帳
被扶養配偶者(第3号被保険者)になったとき	ご自身の収入が減ったり、結婚したりして被扶養配偶者になった人は、第3号被保険者の手続きをしてください。	印鑑 年金手帳 (健康保険証)
被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなったとき	ご自身の収入が増えたり、離婚したりして被扶養配偶者でなくなった人は、個人で国民年金に加入する手続きをしてください。	印鑑 年金手帳
第3号被保険者の配偶者の加入する年金制度が変わったとき	第3号被保険者の配偶者の加入する年金制度が変わったとき(厚生年金←→共済組合)は、引き続き第3号被保険者となることの確認を受ける手続きをしてください。	印鑑 年金手帳 (健康保険証)

(注)・印鑑、年金手帳等のほかに添付書類が必要な場合もありますから、届け出をする前に年金係に確認してください。

郷土資料室だより

郷土史学習会の開催 将軍家献上鮎と漁場争い

—熊川村と拝島村の
漁場争論史料を読む—

江戸時代、多摩川の鮎は将軍家御菜鮎として上納され、当地方の名産品の一つとして有名でした。享保七年(一七二二)に熊川村と

拝島村との間で漁場の利用権をめぐる争いが起きます。地域にのこされた古文書を読解しながら、この漁場争論の原因と結果をさぐり、江戸時代の多摩川の鮎漁の様子をうかがえます。

▼日時 3月3日(金)午後7時
59時 ▼定員 先着30人
▼場所 中央図書館会議室
▼申込み 2月22日(水)から郷土資料室(☎53-3111)へ電話でお申し込みください。

郷土資料室出版刊行物の 在庫のお知らせ

在庫のお知らせ

郷土資料室では、福生市文化財総合調査報告書と郷土資料室特別展図録及び解説資料集を刊行し、頒布しています。2月3日から5日まで立川市内におきまして多摩17市の郷土誌フェアが開催され、参加いたしましたところ、多くの方々にお求めいただきました。また、その後も在庫等のご照会を多数いただいております。現在、次の刊行物につきましては在庫がございますのでお知らせいたします。

■福生市の遺跡 400円

- 市街東側地域の樹木・竹類 900円
- 民俗—生業・諸職—2000円
- 長沢遺跡—四次調査 2000円
- 多摩川の水生生物相 800円
- 福生市の草本類 1600円
- 民俗—ムラのくらし— 1300円
- 福生市文書目録Ⅱ 1000円
- 福生市の水生生物 1800円
- 森田文庫所蔵資料目録 4400円
- 庶民の文芸・俳諧 600円
- 漢詩人大沼枕山 900円
- 閨秀画家奥原晴湖 500円
- 大沼枕山来簡集 700円
- 多摩の日記 700円

石階石橋供養塔

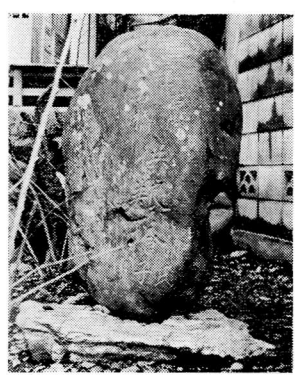


長沢の薬師さま(福生一〇三二)境内に、自然石に「石階石橋供養塔」の文字を刻んだ石塔があります。裏面には「弘化三年(一八四六)九月吉日」の造立日と造立者である「氏子中」の文字が彫られています。

長沢の薬師さまは福生村が開かれた時に造立されたと伝えられ『神光仏言夢物語』「当村者清水但馬開き初メ、先村の惣社氏神両

躰権現御鎮座、本寺堂々ケ所御本尊薬師如来入仏在、今長沢に立たまふ」—)ています。薬師さまの前から水が湧き出し、沢となって流れていました。そして、この沢には薬師さま参拝のための石橋が架けられ、石の階段が設けられました。その際、永く使用に耐えられることを祈念して供養塔を造立したのと思われまふ。

市内では一基が確認されただけです。この習俗は全国的にみられ、なかでも東日本に多くみることができるといわれます。





乳酸飲料の容器を使って、かわ
いおひなさまを作ろう。
▽日時 2月25日(土) 午後2時
30分～4時30分 ▽場所 田園会
館 ▽対象 小学生 ▽定員 先
着25人 ▽費用 材料費100円
程度自己負担 ▽申込み 2月21
日(火) から田園会館へ。

田園会館つくろう会

おひなさまをつくろう

参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 熊川体育館 ☎52-1980
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わがぎり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111
- 上記の施設は火曜休館日 —
- 田園会館 ☎52-3133
- 児童施設は日曜休館日 —
- 地域会館は火曜休館日 —

第2回 ふっさこどもけっさく展 参加者募集

田園会館では、今年も子どもた
ちの様々な分野の作品を集めた
「ふっさこどもけっさく展」を行
います。子どもたちの手づくりで
あればどんな作品でもかまいませ
ん。どうぞ「けっさく」を発表し
てみましょう。

▽日時 3月25日(土)・26日(日)
午前9時～午後4時 ▽対象 幼
児、小学生、中学生の個人及びグ
ループ。なお、グループ参加の場
合は、子どもを中心とした社会教
育関係団体に限ります。 ▽内容
歌、演奏、ダンス、絵、習字、
工作、手芸等の演示及び展示。た
だし一人一点に限ります。 ▽受
付期間 2月20日(月)～3月20
日(月) ▽申込み・問合せ 田
園会館へ。



子どもスキー教室

▽期間 3月25日(土)～28日(火)
※25日夜出発 3泊4日(車中1
泊) ▽場所 国設木島平スキ
ー場 ▽費用 3万5千円(全食、
リフト券、おやつ代等) ▽対象

小学4年生～中学3年生 ▽定
員 100人 ▽申込み 2月25
日(土)までに往復ハガキに保護
者の住所、氏名、電話番号、お子
さんの氏名、学年、性別を記入の
うえ、〒197 福生市熊川649 升
沢和則まで郵送してください。な
お、定員を超えた場合は、責任抽選
により決定させていただきます。
※参加決定者には、3月5日(日)
午後7時30分から市民会館にて、
説明会を開催します。

婦人問題講座

地域で元気な女たち

— 女性と社会教育 —

いま、女性にとっていちばん進
んだ社会教育施設といわれている
「横浜女性フォーラム」の様子を
聞くと同時に、福生の女性と社会
教育について考えてみたいと思っ
ます。

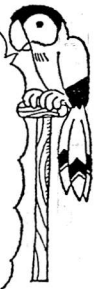
▽日時 2月25日(土) 午後7時
30分～9時30分 ▽場所 公民館
▽助言者 桜井陽子さん(横浜女
性フォーラム職員) ▽申込み 公
民館へ。

くらしと健康を考える

「心とからだの健康」

サラリーマンの突然死や自殺な
どが新聞をにぎわす今日、心の健
康は決して他人事ではなく、私た
ちの大きな関心事になっています
ストレス社会の生活の中で、そ
れをいかに良い方向へもってい
くか等々考えていきます。

▽日時 2月23日(木) 午後7時
30分～9時 以後原則として隔週
木曜日 全4回 ▽場所 松林会
館 ▽講師 山本晴義氏(梅田病
院院長) ▽申込み・問合せ 松
林会館へ。



みんなあつまれ 会員募集

福生市民劇団

「バックカス」

演劇に興味のある方(18歳以上)の参加をお待ちしています。

- ▽活動日 毎週水曜日 午後7時30分～9時30分
- ▽場所 公民館
- ▽問合せ 来住野 (☎51-1815) へ。

福生市民コーラス

(女声合唱)

第12回定期演奏会を平成元年5月7日に予定しています。あなたも一緒にうたう楽しさを体験しませんか。

- ▽活動日 毎週土曜日 午後2時～4時
- ▽場所 公民館音楽室
- ▽指導 小林光氏(三多摩青年合唱団)
- ▽練習曲目 協奏曲四季より「春」・「祭と花と娘」・オリジナル曲(6・7曲)
- ▽会費 月額2000円
- ▽問合せ 伊東 (☎52-8033) へ。

油絵を描く会

「彩の会」

初心者の方からどなたでもお気軽にご参加できます。

- ▽活動日 毎月第2日曜日 午後1時～4時
- ▽場所 公民館
- ▽会費 月額2000円(材料費は自己負担)
- ▽問合せ 木村 (☎53-4682) へ。

詩吟グループ

「吟友こらそん」

男女年齢は問いません。お気軽にお出掛けください。

- ▽活動日 毎週木曜日 午後7時30分～9時30分
- ▽場所 公民館
- 1・2集會室
- ▽会費 月額2000円
- ▽問合せ 久保 (☎51-3261) へ。

社交ダンス

「若葉会」

- ▽活動日 毎週金曜日 午後1時～3時
- ▽場所 福祉会館3階
- ▽対象 市内にお住まいの60歳以上の方で初心者(男性の方歓迎)
- ▽申込み 直接、福祉会館へお出掛けください。
- ▽問合せ 社会福祉協議会事務局 (☎52-2121) へ。

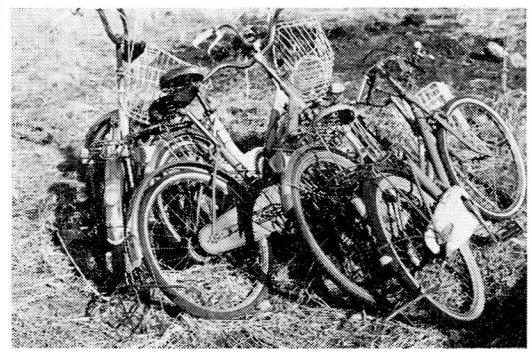
自転車

泣いています

どこの駅周辺でも自転車があふれ、交通の妨げにもなっていますが、最近では、自転車をめぐっての様々な問題が生じているようです。毎日の通学や通勤でお世話になっている自転車を、もう少し感謝の気持ちをもって見直してはいかがでしょうか。余りにもお粗末に扱い過ぎていませんか。放置される自転車の嘆きが聞こえてくるようです。

放置自転車は、それ自体が時には人に、よこしまな心を引き起こさせてしまう誘因ともなり、放置自転車のみならず一般の自転車を含めての盗難を増やす結果にもなっているようです。この写真は、盗難にあった子供の自転車を探しているうちに、北田園の空地で遭遇したひとつの光景です。

一台として満足なものはなく、タイヤをはじめ、様々な部品が取りはずされ、無残な姿をさらけ出していたのにはあせんとし怒りすら覚えました。



(一市民)

いたずらとはいえない、このようなひどい行為に及んだ人は、この写真をじっと見続けてください。いかに愚かなことであるか猛省してください。決してしてはならないことです。自転車の痛みも、人の心の痛みもきつと分かるはずで。そして物も人の心も大切に考えることで、このような光景を無くすことができるのですから…。

加入しませんか



交通災害共済

次の日程で出張受付を行いますので、皆さまの加入をお勧めいたします。

掛金は一般（高校生以上）が400円、未就学児童が250円です。平成元年度に小中学校（私立も含む）に在学中のお子さんは公費負担となりますので申し込みの必要はありません。

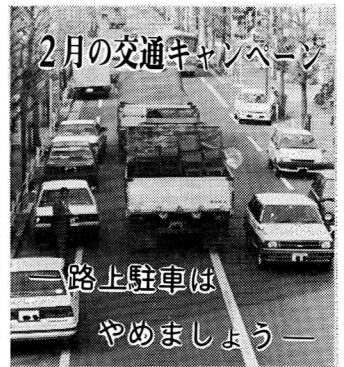
福生市内で発生した交通人身事故の件数は昭和62年は236件、昭和63年は327件というように増加しています。

なお、出張受付の会場へおいでになれない方でも、3月1日以降市民課窓口で随時受け付けます。くわしくは、市民課市民係（☎51-1511内線263）へ。

常日ごろから交通事故故にあわないうように気をつけるのはもちろんですが、それでも万が一ということもありません。そのようなときに備えて、市が他の市町村と共に運営している『交通災害共済』があります。

等級	交通災害の程度	見舞金
1	死亡	一〇〇〇〇〇〇円
2	全治一年以上の傷害	二八〇〇〇〇円
3	全治六か月以上一年未満の傷害	一八〇〇〇〇円
4	全治三か月以上六か月未満の傷害	一〇〇〇〇〇円
5	全治一か月以上三か月未満の傷害	五〇〇〇〇〇円
6	全治一週間以上一か月未満の傷害	二〇〇〇〇〇円

曜日	受付時間	会場
3・5日	午前10時～正午	わかたけ会館 福 社 会 館
	午後1時30分～4時	福 東 会 館 田 園 会 館
3・12日	午前10時～正午	熊川中央会館 松 林 会 館
	午後1時30分～4時	扶 桑 会 館 福栄都営集会所
3・19日	午前10時～正午	白 梅 会 館
	午後1時30分～4時	わかざり会館



2月の交通キャンペーン

路上駐車はやめましょう

最近、道路に違法駐車している車両がふえています。一台の路上駐車が、交通渋滞及び交通事故の原因となり、多くの人に迷惑をかかります。特に、アパート、マンション、団地周辺に、道路を駐車場

昭和63年中の

事故発生状況

昭和63年中に交通事故で死亡された方は、全国で10,344人、都内で481人、市内でも5人となっており、昨年と比べても大幅に増加しています。特に、全国で10,000人を超えたのは、昭和50年以来、13年ぶりであり、交通戦争の再来だと言われています。実際、この状況で5年経過すると、福生市の人口には近い方が尊い命を失うことになってしま

代わりに使用している車両が目立っています。

交通渋滞及び交通事故を防止するため、違法駐車はやめましょう。

■ 自家用自動車の利用者の方へ、自動車所有している方は、必ず駐車場を確保してください。

■ 自動車で買い物等へ行く場合には、駐車場の有無を確認し、無い場合には、電車、バス等を利用してください。

■ 違法駐車等で迷惑されている方は、「一一〇番」通報をしてください。

います。このような交通事故について、もう一度考えてみてください。

交通事故は、病気と違い、健康であった人が、ケガや突然に亡くなったりします。しかも、いつやってくるかわかりません。それはちょっとした不注意であったり、災難であったりしますが、一人ひとりが、交通安全について考え、交通安全のルールとマナーを守れば、交通事故は、減少できると思います。

家族みんなで、交通安全について話し合いをしましょう。

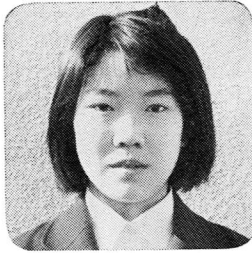
「中学生人権作文」
 館さんが優秀賞に

全国中学生人権作文コンテスト
 東京都大会の優秀作文入選者が決
 まりました。

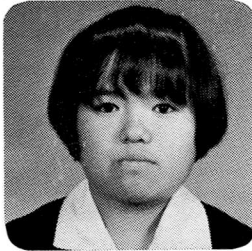
多摩地区では、29市町村81校8
 475編(福生市3校364編)
 の応募があり、福生市の優秀作文
 に高森恵さん(一中1年)「本当
 はみんな優しいのにね」、館町子さ
 ん(二中3年)「軟骨異栄養症の
 ことと自分」、佐藤基美香さん(三
 中3年)「友達関係について」の
 作品が選ばれました。

なお、館さんの「自分の病気体
 験を通じて、他人へのいたわりや
 心の健康」ということを強く訴え
 た作品は、東京都大会の優秀賞に

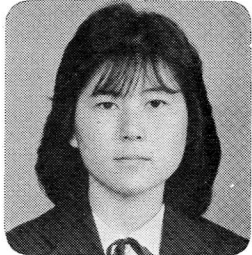
▲高森 恵さん (一中1年)



▲館 町子さん (二中3年)



▲佐藤基美香さん (三中3年)



も選ばれました。
 人権とは、人間が人として本来
 もっている権利で、すべての人が
 等しくしあわせな生活を営むため
 の基本的な権利です。

わたしたちは、だれもが、幸福で
 生きがいのある生活をしたいと願
 っています。そのためには、自分
 の人権ばかりを主張するのではな
 く、他人の人権を尊重し、お互い
 に相手の立場を考えて、豊かな人
 間関係をつくる必要があります。
 お互いに思いやりの精神を忘れ
 ず、人権を尊重しあって、毎日を
 楽しく暮らしていきましょう。3
 作品とも人権の大切さと、身近に
 ある人権について真剣にみつめ、
 考えて書かれています。

- ・ いじめ、体罰の根を絶とう
- ・ 部落差別をなくそう

「人権の共存」



編集専門委員
 川鍋 幸三郎

横田基地の外人ハウス

かつて、横田基地に隣接して
 いる地域には、米軍家族が住む、
 いわゆる外人ハウスがいたると
 ころに見られました。

このハウスがいつごろから建
 設されるようになったかという
 と、それは昭和27年のフレッド
 ・D・ステイパース横田基地
 司令官の提言からです。

それまでの福生町は、街娼婦
 を中心とした基地依存の状態で
 したが、この提言により健全な
 互助互恵の協力関係に転換する
 ことになりました。

昭和32年には、その数が、一
 一〇〇戸にもなり、貸家組合も
 生まれました。建設のピーク
 は、昭和32・33年ころだったよ
 うで、年間二〇〇戸から三〇〇
 戸も建てられたようです。とく

に戦後の農地改革により解放さ
 れた八高線より東側の農地が、
 このブームで宅地化されまし
 た。昭和34・35年ころからこの
 ブームも下火になったようです
 が、昭和35年8月には、その数
 一七〇〇戸に達したということ
 です。



▲福生町広報 (S41.8) 抜粋

町会別の内訳を調べたくて昭
 和41年8月1日の福生町広報を
 見ましたら、右の図のとおり
 で、総数が一五二三戸で確かに
 一時よりは減少しています。そ
 して、本町七・原ヶ谷戸町会に
 は三六〇戸もあり、この二つの
 町会だけで、全体の約半分を占
 めているのがわかります。

小規模の建設工事及び物品の供給等の資格審査受付について

平成元年 4月1日から平成3年 3月31日までの2年間福生市が発注する小規模の工事及び物品等の納入を希望する方は、次の方法で資格審査申請書を提出してください。

- ▽申請期間 3月1日(火)～15日(火) 午前8時30分～午後5時
- ※ただし、正午から午後1時までと土曜日の午後と日曜日は除く。
- ▽申請場所 市役所管財課契約係(2階) 申請書は管財課契約係にあります。
- ▽申請書提出資格 市内に営業所

表紙は語る



多摩川の細った流れの上を渡る風は かなりきびしい。サイクリング道路で

を有し建設、土木工事、物品の供給等を営んでいる方

※ただし、理容、美容、飲食業、酒類、青果物、たばこ、菓子類の小売等を営んでいる方は、申請する必要がありません。

▽申請の条件 物品の供給については1件10万円未満、工事及び修繕等は1件30万円未満の契約に限定されます。

なお、1月17日～31日までの間に市に指名参加願の申請書を提出した方は、申請する必要はありません。また、水道工事を希望する方は、東京都指定水道工事店、下水道については、市の指定下水道工事店の有資格者に限ります。くわしくは、管財課契約係(☎51-1511内線256)へ。

行われた五小全校マラソンでは、そんな寒さを吹きとばすかのようの子供たちの元気な声があふれ、応援に駆け付けた大勢のお父さんやお母さんたちの目には大変頼もしく映ったようです。スタートから真剣そのものでゴール前での激しい競り合いは未来へ羽ばたくちびっ子たちのエネルギーを感じさせました。如月も半ばを過ぎ、自然界では静かに春への営みが続いています。様々な草花が見られるのもそう遠くはなさそうです。この土手にも春を求めて散策する姿が日毎に増えることでしよう。

決算及び申告指導会

個人事業主の方を対象に、決算及び申告の受相談、指導を行いますのでご利用ください。

▷日時 = 2月16日(木)・17日(金)・23日(木) いずれも午後1時～4時 ▷場所 = 商工会館1階研修室(無料) ▷問合せ = 福生市商工会(☎51-2927)へ。

私立幼稚園児の

保護者に補助金

■該当する方 市内に居住(住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方)し、かつ、私立幼稚園に通園している園児(3歳児～5歳児)の保護者で、保育料を納入している方。

■補助額(月額) 園児1人当たり5500円 今回の支給は後期分の10月～3月分です。

■申請期限 3月2日(木)

■申請先 通園している各幼稚園へ提出してください。

なお、申請用紙は2月中旬に各幼稚園から配付されます。この時期に配付されなかった場合は、庶務職員課庶務係(☎51-1511内線242)へご連絡ください。

ご利用ください



育英資金

高等学校または高等専門学校に在学、進学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。 受給資格

- ① 一年以上引き続き市内に住所を有する者と同一世帯にある子女であること。
 - ② 経済的な理由により、修学が困難であること。
 - ③ 成績が良好で心身が健全であること。
 - ④ 同種の奨学金を他から支給または貸し付けされていないこと。
 - ⑤ 在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
 - ⑥ 世帯主が市税を滞納していないこと。
- 希望される方は、3月3日(金)から20日(月)まで(ただし、土、日曜日を除く)午前9時から午後5時まで教育委員会庶務課庶務係(☎52-5568)へお申し込みください。